

第8章 職員の生涯設計について

高齢化社会への対応に配慮しつつ、職員の新陳代謝を促し、長期的な展望に立った計画的かつ安定的な人事管理を促すため、昭和60年度から、地方公務員に定年制が実施されました。

その後、公的年金の定額部分の支給開始年齢が平成13年度から平成25年度まで、段階的に65歳に引き上げられることを勘案し、60歳代前半の生活を雇用と年金により支えるという地方公務員法の改正趣旨から平成14年度に定年退職者を対象とする再任用制度を導入しました。

なお、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が平成25年度から令和7年度まで、段階的に65歳に引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続を図ることが官民共通の課題となっています。

地方公務員については、地方公務員法に基づく技術的助言として、総務副大臣から平成25年3月29日付けで「地方公務員の雇用と年金の接続について」が示され、特別区人事厚生事務組合からは労使協議における合意内容として、平成25年9月11日付けで「特別区職員の雇用と年金の接続への対応について」が示されました。これらを受けて区としても再任用制度の運用について見直しを図りました。

見直しの内容としては、定年退職後に無収入期間が発生しないよう、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢の段階的な引き上げに合わせて、再任用職員への採用を希望した定年退職職員について、原則として再任用職員として採用する、と整理しました。

これらの制度により、人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ、長年区政に携わってきた退職職員の豊富な経験と能力を有効に活用し、区民サービスの向上を図っているところです。

この章では、以上のような職員退職の状況、生涯設計について説明します。

1 退職

(1) 退職の種類

退職は定年退職、普通退職、勸奨退職等に分かれます。

① 定年退職

当該職員が60歳（医師・歯科医師は65歳）に達した日以後における最初の3月31日を迎えた場合

② 普通退職

当該職員が退職の希望を申し出て、区長が承認した場合

③ 勸奨退職

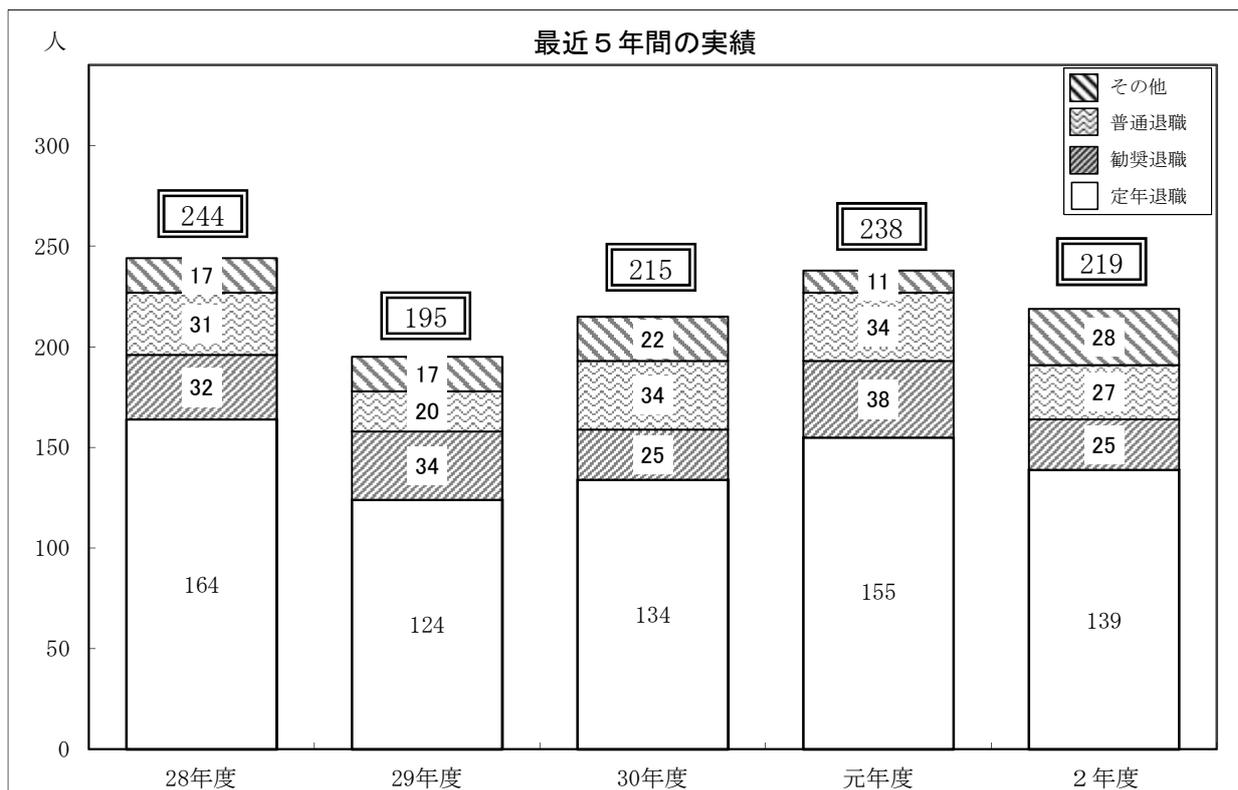
50歳以上55歳未満、区歴25年の者で勸奨に応じて退職した場合
55歳以上58歳未満、区歴20年の者で勸奨に応じて退職した場合
58歳以上、定年の前日までの者で勸奨に応じて退職した場合

④ その他

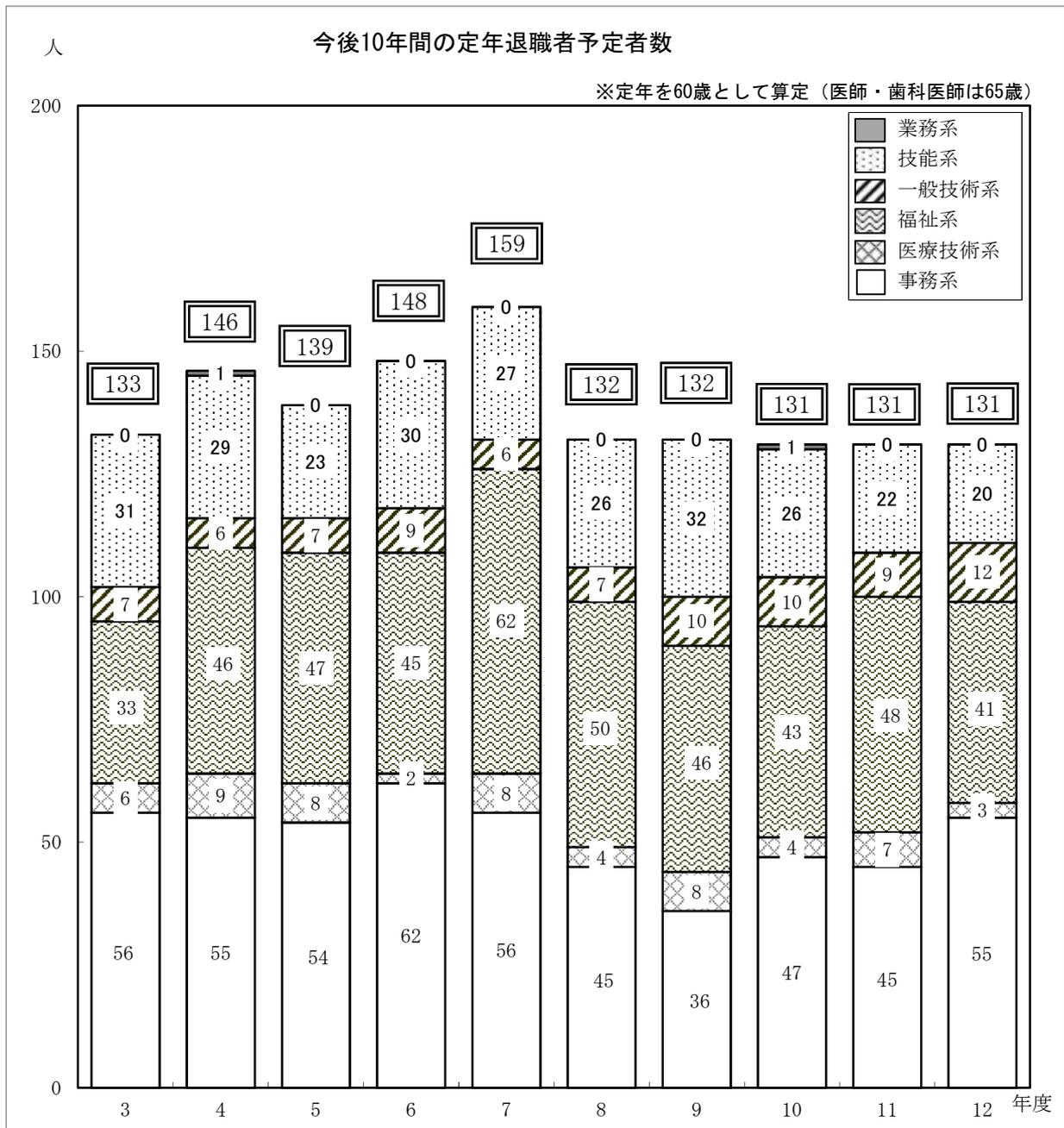
上記のほかに以下の事由で退職をする場合があります。

- ・ 欠格条項該当による失職
- ・ 任用期間の満了
- ・ 分限免職
- ・ 懲戒免職
- ・ 死亡退職
- ・ 交流転出（東京都、特別区間の人事交流に伴う転出）
- ・ 併任解除（他の自治体から派遣された職員が、派遣を解除された場合）

(2) 類型別退職者の推移



(3) 今後の定年退職者数の見込み



ポイント

令和3年度以降、130～160人程度の定年退職予定者数が約10年間続く見込みです。

このため、業務のノウハウの確実な継承と、行政運営のさらなる効率化を図り、区民サービスの低下にならない体制を目指します。

2 再任用制度

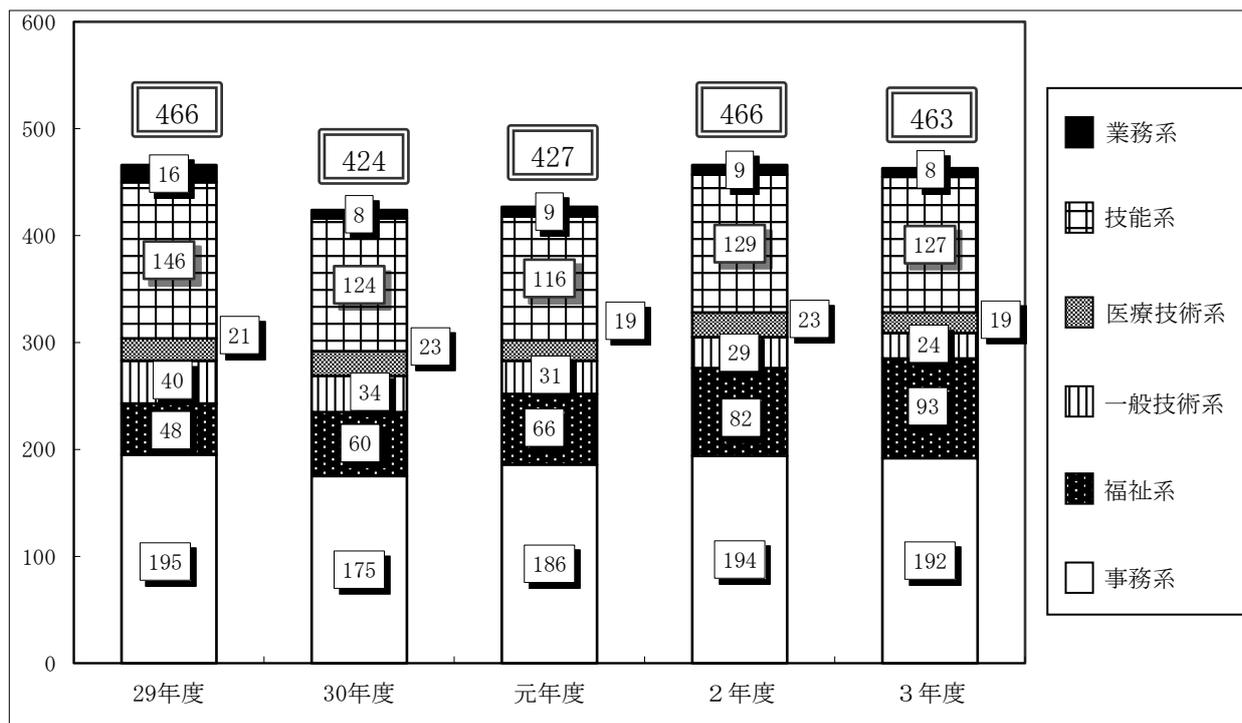
(1) 制度の趣旨

本格的な高齢社会に対応し、高齢職員の知識・経験を積極的に活用することにより、区民サービスの向上と行政の効率的運営を図るとともに、年金制度の改正に合わせ、60歳代前半の生活を雇用と年金により支えるという地方公務員法等の改正の趣旨に基づき、平成14年度に高齢職員の雇用制度として導入しました。

(2) 再任用職員制度の概要

根 拠	地方公務員法第28条の4・5・6
地方公務員法上の職の位置づけ	一般職
対象者	定年退職者等
任期等	<ul style="list-style-type: none">・ 任期は1年・ 上限年齢は65歳・ 選考により採否を決定
勤務時間	<ul style="list-style-type: none">・ 雇用と年金の接続の対象者については原則として、フルタイム勤務職員として採用 [雇用と年金の接続の再任用の任期] S28.4.2～30.4.1生まれ 61歳まで S30.4.2～32.4.1生まれ 62歳まで S32.4.2～34.4.1生まれ 63歳まで S34.4.2～36.4.1生まれ 64歳まで S36.4.2以降生まれ 65歳まで・ 短時間勤務職員の勤務形態 週31時間(7時間45分×4日/週)
休憩時間	<ul style="list-style-type: none">・ 定年前職員と同じ
休暇等	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的には定年前職員と同様ただしリフレッシュ休暇を除く・ 育児休業、部分休業は取得できる期間が定年前職員と異なる
給与等	給与、職務に関連する手当、旅費を支給

再任用職員数(職種別)の推移



ポイント

再任用職員は、一般職として定年前職員と同様に本格的な職務に従事しています。
 再任用職員の知識と経験を活用し、円滑・効率的な行政運営を確保しています。
 23年度から、一般職員でのフルタイム勤務職員の任用を行っています。
 26年度から、雇用と年金の接続の対象となる職員が、再任用職員への採用を希望した場合は、原則として再任用職員として採用するものとしています。

用語説明

再任用職員は、原則として退職時と同じ職種（職務名）に採用されます。
 令和3年度に採用されている職種（職務名）は次のとおりです。

- ・事務系…事務
- ・福祉系…福祉（福祉、保育士、児童指導）
- ・一般技術系…土木造園、建築、機械、電気、衛生監視
- ・医療技術系…栄養士、保健師、看護師、検査技術、歯科衛生、診療放射線
- ・技能系…技能Ⅰ（介護指導・自動車運転）、技能Ⅱ（警備）、
技能Ⅲ（調理、用務）、技能Ⅳ（家庭奉仕）、
技能Ⅴ（自動車運転Ⅱ）、技能Ⅵ（作業Ⅲ）
- ・業務系…業務

3 管理職員の再就職状況に関する公表

(1) 目的

平成 26 年 5 月に地方公務員法が改正され、地方公共団体は、職員の退職管理の適正を確保するために必要な措置を講ずることが規定されました。

大田区では、「職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき、区を離職した管理職員が営利企業等に再就職した場合、その状況を把握し、公表を行っています。

(2) 内容

① 対象者

令和 2 年 3 月 31 日以降に大田区を離職した管理職員

② 再就職状況の届出

管理職員で、離職後 2 年以内に営利企業等に再就職した者は、再就職後 2 か月以内に所定の届出書を区長へ提出することとしています。

③ 再就職先状況の公表

届出のあった再就職者の氏名、離職時の役職、離職年月日、再就職先の名称、再就職先の役職及び再就職年月日を毎年 7 月に大田区ホームページに公表します。

○令和 3 年 7 月に公表した再就職者情報

離職時役職	離職年月日	再就職先名称	再就職先役職	再就職年月日
福祉部副参事 ＜社会福祉法人大田区 社会福祉協議会派遣＞	令和 3 年 3 月 31 日	社会福祉法人 大田区社会福祉協議会	事務局長	令和 3 年 4 月 1 日
福祉部副参事 ＜公益財団法人大田区 シルバー人材センター 派遣＞	令和 3 年 3 月 31 日	公益財団法人 大田区シルバー人材セン ター		令和 3 年 4 月 1 日
福祉部副参事 ＜社会福祉法人池上長 寿園派遣＞	令和 3 年 3 月 31 日	社会福祉法人池上長寿園	常務理事	令和 3 年 4 月 1 日
教育センター所長	令和 3 年 3 月 31 日	公益財団法人 大田区シルバー人材セン ター	事務局長	令和 3 年 4 月 1 日
福祉部副参事 ＜社会福祉法人東京都 手をつなぐ育成会派遣 ＞	令和 2 年 3 月 31 日	社会福祉法人 生活クラブ風の村		令和 2 年 9 月 1 日
まちづくり推進部副参 事（耐震改修担当）	令和 2 年 3 月 31 日	アウェイ建築評価ネット 株式会社	確認審査 部担当部 長	令和 2 年 9 月 1 日

用語説明

- ・**管理職員** 職員の職名に関する規則（昭和 59 年規則第 39 号）に定める参事、専門参事、副参事及び専門副参事の職層にある者をいいます。
- ・**再就職者** 退職職員で、営利企業等に再就職した者をいう。
- ・**営利企業等** 営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）